



当面の日程

- | | | | |
|-----------|-------------------|-----------------|---------|
| 11月23日(水) | 北海道への核の持ち込みを許さない! | 11.23 幌延デー北海道集会 | 幌延町共進会場 |
| 11月25日(金) | 第16回自治労上川地本定期大会 | | トーヨーホテル |
| 11月26日(土) | さようなら原発上川地本独自行動 | | 市内 |

不当要求行為等への対応を求め、要求書を提出!

旭川市における行政対象暴力に対する考え方について、2009年にコンプライアンス条例(旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例)が施行され、運用マニュアルのなかで一定の対応は示されていますが、内容の周知等も含め決して十分なものとなっていません。

そのため、現場では大きな混乱を招き業務に支障をきたしている実態があります。

市職労として、安心して働ける環境を侵されている大きな問題であるとし情報収集などに努め、当局への対応を求めてきました。

11月18日付けで市長宛の要求書を提出し、旭川市として毅然とした対応をするよう求めています。

メンタルヘルス不全の対応について発言

2011年の賃金確定闘争は11月17日に大綱妥結し、結果については市労連ニュースを通じ組合員の皆さんへお知らせしたところです。今年の賃金確定闘争では、国が実施しない人事院勧告の取り扱いをめぐる非常に厳しい交渉をすすめてきました。多くの時間を賃金課題に割き、その他の項目については十分な交渉とすることができませんでした。引き続き市労連・市職労として当局に対し職場環境の改善や人員課題などについての要求、交渉を行っていきます。なお、今次確定闘争において、メンタルヘルス対策についての発言をしてきました。

書記局にも相談が寄せられることが増えており、早急

に対応をしていく必要があります。現在、当局でもマニュアルの作成や研修の実施、相談室の設置等の対策を講じてきていますが「知識」から「実践」をしていくことが必要であると考えます。組合員の皆さんからの相談を通じ、職場でのコミュニケーション不足や相互の理解が欠落していると感じていることから、職場環境の改善や業務の進め方に工夫をするなどしてお互いの状況を理解しあうことの重要性を訴えてきました。

当局としてメンタルヘルス不全への対策をしっかりとしていくのは、もちろんのこと、組合員相互で声かけを行うなど、私たち自身も職場環境の改善を意識していく必要があります。

さようなら原発1000万人署名継続中

この間取り組みをしてきた「さようなら原発1000万人署名」は、多くの組合員、管理職、臨時・嘱託職員の皆さんの協力により、旭川市職労として1900筆ほどの署名が集約されています。本庁1階の組合掲示板を見た市民の方も署名しに書記局を訪ねてくることもあり、改めて脱・原発依存を実現しなくてはなりません。

市職労では6500筆の集約を目標にしており、今後街頭署名などの行動を行っていく予定です。

組合員の皆さんにおいても引き続きの協力をお願いいたします。



2011年11月18日

旭川市長 西川 将人 様

自治労旭川市職員労働組合
執行委員長 小田桐 仁史

不当要求行為等に対する旭川市の対応に係る要求書

日ごろより市政の発展に寄与されている貴職に対し心より敬意を表します。

さて、近年行政対象暴力が大きな社会問題となっており、旭川市においても2009年4月から「旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例」が施行されています。しかしながら、この条例は発端が職員の法令遵守の推進を図ることを目的に制定された経過があり、旭川市で働く職員を行政対象暴力から守るには十分なものとはなっていません。そのため、現場では対応に苦慮しており、業務の遂行をさまたげているばかりか、メンタルヘルス不全を引き起こす要因のひとつにもなっており、現場で大変な混乱を招いています。

つきましては、次のとおり要求いたしますので文書により誠意ある回答をされますよう求めます。

- 1 不当要求等に対しては毅然とした態度で対応する姿勢を市として表すこと。また、悪質な事例については組織として対応することとし、各部局で情報共有できる体制を整えること
- 2 各職場に録音機(レコーダー)を配置すること。さらに、録音機能を搭載した電話機(録音機を接続可能な機種)を配置すること
- 3 旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例運用マニュアルの抜本的な見直しを行い、不当要求等対応マニュアルを策定すること
- 4 マニュアルの策定にあたっては、現場の意見を取り入れ組合と意見交換を行うこと